

新しい人権擁護委員を紹介します

問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133

金沢ふささん、小池さる子さんの後任として鈴木春日さん（乙事）、三井香菊さん（大平）が法務大臣より人権擁護委員に委嘱されました。

【任 期】

平成29年1月1日～平成31年12月31日まで（3年間）

◆人権擁護委員の使命（人権擁護委員法第2条）

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な人権、すなわち生命、自由及び幸福追求等の権利が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、使命とする。

◆人権擁護委員の職務（人権擁護委員法第11条）

人権擁護委員は、自由人権思想に関する啓発宣伝をすること、また、民間における人権擁護運動の助長に努めること、人権侵犯事件があった場合にその救済のために調査及び情報の収集をなし、法務省人権擁護局（長野県の場合は長野地方法務局）への報告、あるいは関係機関に対して告発、勧告を行うなど適切な処置を講ずることを職務とする。

さらに、貧困者が権利を行使するため訴訟をする場合には、民事上の損害賠償、刑事補償の請求等に適切な援助救済方法を講ずること、その他広く人権の擁護に努めることをもって職務とする。



向かって左側から 鈴木さん、三井さん。
よろしくお願いします。



金沢さん、小池さん、長い間ありがとうございました。

人権電話相談

- みんなの人権110番 : 0570-003-110（全国共通）
- 子ども人権110番 : 0120-007-110（全国共通）
- 女性の人権ホットライン : 0570-070-810（全国共通）



年金だより

国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れもなくとても便利です。

★口座振替には、月々50円割引される早割制度や現金納付よりも割引額が大きい6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。

【お申し込み方法】

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、ご希望の金融機関または年金事務所、住民福祉課国保年金係へお申し出ください。

※平成29年4月分からの前納（6カ月前納・1年前納・2年前納）のお申し込みは平成29年2月末までとなっておりますので、お早目にお申し込みください。



平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても割引額の大きな2年前納をご利用できるようになります。

●現金（納付書）による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能になります。最大で、4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります。

●クレジットカードによる前納

新たに2年前納が可能になります。現在の口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付いただきます。（お申込みは平成29年2月末まで）

詳しくは、岡谷年金事務所へお問い合わせください。